

令和4年第5回 琴浦町教育委員会定例会 日程

と き：令和4年4月21日（木）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名
(高力委員、黒松委員)

3 教育長報告

4 各課報告

5 議 事

議案第12号 琴浦町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第13号 琴浦町立中学校部活動指導員に関する規則の一部改正について

議案第14号 琴浦町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

議案第15号 琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

議案第16号 琴浦町社会教育委員会委員の委嘱について

6 報告事項

専決処分（琴浦町職員の人事異動について）

専決処分（琴浦町会計年度任用職員の任用について）

学校評議員の委嘱について

6 その他

- ・令和3年度教育行政の点検及び評価について
- ・令和4年度琴浦町学校・こども園計画訪問について
- ・琴浦町小中学校一斉公開について
- ・その他

7 閉 会

次回定例会：令和4年5月 日（ ） 時 分～

議案第 1 2 号

琴浦町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

別紙のとおり、教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 4 月 2 1 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和4年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

第1条 琴浦町教育委員会事務局組織規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課及び係の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の課、室及び係を置く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 人権・同和教育課 <u>人権教育推進係</u></p>	<p>(課及び係の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の課、室及び係を置く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 人権・同和教育課 <u>人権・同和教育係、同和対策係</u></p>

第2条 琴浦町教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

課	係	事務分掌
教育総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 公印の保管に関する事。 2 教育委員会の会議に関する事。 3 教育行財政の総合企画に関する事。 4 委員会の規則、規程及び関係条例に関する事。 5 叙勲、表彰に関する事。 6 調査統計に関する事。 7 委員会の所掌に係る歳入・歳出予算及び経理に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 8 文書の受付、発送保管に関すること。 9 教育要覧及び教育行政の点検、評価に関すること。 10 総合教育会議に関すること。 11 学校の設置、廃止及び管理に関すること。 12 学校の保健及び安全教育に関すること。 13 学校施設設備の整備及び維持管理に関すること。 14 児童・生徒の就学に関すること。 15 要保護・準要保護児童生徒の就学援助に関すること。 16 奨学資金の貸付け及び返還助成に関すること。 17 スクールバスの運行に関すること。 18 語学指導助手に関すること。 19 ICT活用教育の推進に関すること。 20 学校図書館に関すること。 21 他係の主管に属しない事項に関すること。
	指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校、家庭、地域社会の連携に関すること。 2 学校教科書の採択に関すること。 3 学校教材の整備及び取扱いに関すること。 4 教育に関する指導・助言に関すること。 5 特別支援教育に関すること。 6 学校職員の研修に関すること。 7 健康教育（保健・安全・食育）に関すること。 8 総合学習・地域体験学習に関すること。 9 学校教職員の人事・給与の内申に関すること。 10 学校改善に関すること。
社会教育課	生涯学習センター管理室	<ul style="list-style-type: none"> 1 生涯学習センターの管理・運営に関すること。 2 図書館の設置、廃止及び管理に関すること。 3 学校図書館との連携に関すること。 4 子ども読書活動推進に関すること。
	生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育委員会に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 2 社会教育施設の設置、廃止及び管理に関すること。 3 生涯学習の企画推進に関すること。 4 公民館の設置、廃止及び管理に関すること。 5 子育て支援・家庭教育に関すること。 6 青少年健全育成に関すること。 7 成人教育に関すること。 8 高齢者教育に関すること。 9 社会教育に係る学級講座に関すること。 10 社会教育に係る設備、機器及び資料の提供に関すること。 11 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 12 教育要覧及び教育行政の点検、評価に関すること。
学芸文化係	<ul style="list-style-type: none"> 1 芸能・文化の振興に関すること。 2 文化財に関すること。 3 文化財保護審議会に関すること。 4 史跡、名勝、天然記念物等の保護に関すること。 5 民俗資料の収集、保存に関すること。 6 歴史民俗資料館及び民俗資料館の運営に関すること。 7 町誌編纂に関すること。 8 カウベルホールの管理運営に関すること。 9 無儘庵の管理運営に関すること。
社会体育係	<ul style="list-style-type: none"> 1 スポーツ推進委員に関すること。 2 社会体育施設の設置、廃止及び管理運営に関すること。 3 社会体育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 4 体育、レクリエーションの振興に関すること。 5 各種スポーツ活動に関すること。 6 スポーツ少年団に関すること。

		7 各種大会に関する連絡調整及び選手派遣に関すること。
人権・同和教育課	人権教育推進係	1 人権尊重の社会づくり条例に関すること。 2 人権施策の推進及び総合調整に関すること。 3 文化センター（隣保館・児童館）の設置、廃止及び管理に関すること。 4 人権擁護に関すること。 5 人権教育の指導及び啓発に関すること。 6 人権教育推進員に関すること。 7 関係団体との連携に関すること。 8 人権教育についての調査報告に関すること。 9 教育要覧及び教育行政の点検、評価に関すること。

附 則

この規則は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第13号

琴浦町立中学校部活動指導員に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町立中学校部活動指導員に関する規則を改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和4年4月21日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和4年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町立中学校部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則

琴浦町立中学校部活動指導員に関する規則(平成31年琴浦町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務) 第3条 指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事することとし、次の各号に掲げる職務を行う。 (1) 略 (2) 安全・ <u>障がい</u> 予防に関する知識・技能の指導 (3)～(9) 略 2～4 略	(職務) 第3条 指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事することとし、次の各号に掲げる職務を行う。 (1) 略 (2) 安全・ <u>障害</u> 予防に関する知識・技能の指導 (3)～(9) 略 2～4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 1 4 号

琴浦町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別支援教育就学奨励費支給要綱を改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 4 月 2 1 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和4年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令

琴浦町特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成30年琴浦町教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、町立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒(以下「児童生徒」という。)又は通常の学級に在籍し、<u>障がい</u>に応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって特別支援教育の振興に資するため、特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)の支給を行うことを目的とする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 就学奨励費は、次の各号に掲げる者に支給するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 通常の学級に在籍し、他校に設置された通級指導教室において、心身の<u>障がい</u>に応じた特別の指導(以下「通級指導」という。)を受ける児童生徒の保護者</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、町立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒(以下「児童生徒」という。)又は通常の学級に在籍し、<u>障害</u>に応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって特別支援教育の振興に資するため、特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)の支給を行うことを目的とする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 就学奨励費は、次の各号に掲げる者に支給するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 通常の学級に在籍し、他校に設置された通級指導教室において、心身の<u>障害</u>に応じた特別の指導(以下「通級指導」という。)を受ける児童生徒の保護者</p>

附 則

この訓令は、令和4年4月21日から施行する。

議案第15号

琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項並びに琴浦町公民館条例（平成17年条例第28号）第6条第2項の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和4年 4月21日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

八橋地区公民館運営協議会委員

(任 期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
秋田 博文	湯梨浜町別所 109 番地	昭和 37 年	八橋小学校長
清水 雅彦	琴浦町八橋 775 番地 117	昭和 29 年	八橋地区区長代表
鍛川 智恵	琴浦町八橋 278 番地	昭和 55 年	八橋小学校 PTA 会長
杉山 太郎	琴浦町徳万 737 番地 1	昭和 59 年	地域活動
油井 浩子	琴浦町八橋 389 番地 2	昭和 43 年	地域活動
秋山 美紀	琴浦町丸尾 66 番地 4	昭和 37 年	青少年教育
杉山 雅紀	琴浦町徳万 528 番地	昭和 37 年	青少年教育
大田 晶子	琴浦町八橋 643 番地 12	昭和 33 年	食生活改善推進委員連絡協議会の代表
石指 淳子	琴浦町八橋 926 番地	昭和 33 年	女性教育
浜田 儀	琴浦町八橋 1431 番地	昭和 48 年	スポーツ推進委員会代表

浦安地区公民館運営協議会委員

(任 期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
竹本 和博	倉吉市鍛冶町 1 丁目 2792 番地 1	昭和 37 年	浦安小学校長
桑名 愛	琴浦町逢東 1237 番地 3	昭和 53 年	浦安小学校 PTA 会長
藤本 則明	琴浦町逢東 131 番地 5	昭和 25 年	浦安地区区長会長
豊見 佳修	琴浦町浦安 374 番地 1	昭和 39 年	地域活動担当
中原 紀子	琴浦町槻下 1051 番地 32	昭和 25 年	家庭教育担当
岩船 洋一	琴浦町逢東 1075 番地 27	昭和 17 年	スポーツ推進委員会代表

松下 陽恵	琴浦町逢束 558 番地	昭和 26 年	家庭教育担当
桑村 清子	琴浦町下伊勢 276 番地 22	昭和 23 年	女性教育担当
三嶋 毅	琴浦町金屋 327 番地	昭和 36 年	地域活動担当
谷口 眞弓	琴浦町上伊勢 145 番地 2	昭和 32 年	青少年教育担当

下郷地区公民館運営協議会委員

(任 期：令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
藤原 憲司	琴浦町鋤 128 番地	昭和 31 年	学識経験者
野田 千卯	琴浦町森藤 425 番地 7	昭和 34 年	人・同推教代表
中川 康子	琴浦町三保 255 番地	昭和 27 年	スポーツ推進員 代表
小代ひとみ	琴浦町杉下 227 番地	昭和 36 年	女性教育代表
三浦 幸信	琴浦町光好 344 番地	昭和 28 年	地域活動
岩本 宏子	琴浦町鋤 214 番地	昭和 28 年	地域活動
坂本 昌弘	琴浦町下大江 166 番地 1	昭和 31 年	地域活動
池口由美子	琴浦町光好 464 番地 1	昭和 32 年	地域活動
藤本 睦子	琴浦町美好 115 番地 3	昭和 33 年	地域活動
日置新太郎	琴浦町美好 218 番地 17	昭和 54 年	聖郷小 PTA 代表

上郷地区公民館運営協議会委員

(任 期：令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
久米 繁好	琴浦町野田 113 番地	昭和 27 年	地域活動
源内 範子	琴浦町野田 329 番地	昭和 25 年	地域活動
倉本 政寛	琴浦町福永 121 番地 1	昭和 45 年	地域活動
倉本みゆき	琴浦町福永 122 番地 3	昭和 47 年	地域活動

手嶋真紀男	琴浦町大杉 41 番地 1	昭和 30 年	地域活動
米田富美子	琴浦町大杉 637 番地	昭和 35 年	地域活動
朝倉 俊之	琴浦町山田 433 番地	昭和 50 年	聖郷小 PTA 会長
横山 由佳	琴浦町山田 204 番地 2	昭和 53 年	地域活動
杉山 公一	琴浦町公文 277 番地 2	昭和 50 年	地域活動
伊藤 聡美	琴浦町公文 191 番地	昭和 52 年	わくわく子ども 会保護者会長

古布庄地区公民館運営協議会委員

(任 期：令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
樋口修一郎	琴浦町宮場 491 番地 3	昭和 32 年	まちづくり協議 会役員
定常 信一	琴浦町法万 870 番地 7	昭和 35 年	まちづくり協議 会役員
横山 洋志	琴浦町杉地 359 番地 1	昭和 48 年	まちづくり協議 会役員
御古 功	琴浦町三本杉 794 番地	昭和 31 年	まちづくり協議 会役員
永代 真澄	琴浦町古長 304 番地	昭和 34 年	まちづくり協議 会役員
永代 綾子	琴浦町古長 308 番地	昭和 32 年	まちづくり協議 会役員
山根 勇	琴浦町別宮 548 番地	昭和 40 年	まちづくり協議 会役員
治郎丸 彰	琴浦町三本杉 144 番地 5	昭和 59 年	まちづくり協議 会役員
生田 明博	琴浦町古長 345 番地	昭和 32 年	まちづくり協議 会役員
横山 俊博	琴浦町法万 88 番地	昭和 27 年	まちづくり協議 会役員

赤碕地区公民館運営協議会委員

(任 期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
井谷 初美	倉吉市北面1番地	昭和39年	赤碕小学校校長
世浪 秀明	琴浦町赤碕1880番地23	昭和38年	学識経験者
牧田 卓也	琴浦町赤碕1880番地59	昭和42年	地域活動
ラホウチェ ミ	琴浦町別所333番地7	昭和48年	地域活動
野口 裕子	琴浦町赤碕1916番地3	昭和39年	地域活動
田中 千明	琴浦町赤碕810番地7	昭和33年	子育て支援ひよこの会代表
野間田澄幸	琴浦町赤碕777番地	昭和39年	スポーツ推進員
久綱 博司	琴浦町赤碕1958番地7	昭和36年	赤碕小学校学校支援ボランティアコーディネーター
前畑 裕志	琴浦町赤碕2011番地	昭和43年	スポーツ推進委員

成美地区公民館運営協議会委員

(任 期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
浅田 義彰	琴浦町出上353番地3	昭和18年	地域活動
前田 譲	琴浦町出上223番地6	昭和40年	青少年活動
前田 直久	琴浦町出上39番地27号	昭和51年	青少年活動
澤田 康行	琴浦町出上12番地3 3号	昭和38年	
池信 範夫	琴浦町西宮558番地3	昭和26年	地域活動
財賀 祥生	琴浦町佐崎410番地1	昭和62年	
北野 立代	琴浦町中村520番地	昭和27年	地域活動
小谷 友幸	琴浦町中村33番地	昭和42年	青少年活動

足立 健吾	琴浦町太一垣 189 番地 1	昭和 43 年	地域活動
大石陽一郎	琴浦町西宮 153 番地	昭和 53 年	スポーツ推進委員

安田地区公民館運営協議会委員

(任 期：令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
森下 君子	琴浦町八幡 761 番地 2	昭和 19 年	スポーツ推進員
小泉 真樹	琴浦町八幡 286 番地 1	昭和 41 年	スポーツ推進員
永田 孝代	琴浦町籠津 364 番地	昭和 34 年	安田女性会
田中 朱美	琴浦町八幡 772 番地	昭和 29 年	安田女性会
高塚 幸司	琴浦町湯坂 49 番地 3	昭和 50 年	地域活動
石賀 実	琴浦町尾張 105 番地	昭和 46 年	地域活動
谷本 忍	琴浦町梅田 438 番地 1	昭和 56 年	地域活動
眞山 一郎	琴浦町光 246 番地	昭和 49 年	地域活動
高塚 智和	琴浦町籠津 343 番地	昭和 48 年	地域活動
永田 貴郁	琴浦町八幡 94 番地 11	昭和 53 年	地域活動

議案第16号

琴浦町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項並びに琴浦町社会教育委員に関する条例（平成16年条例第97号）第2条第2項の規定により次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和4年 4月21日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

1 社会教育委員の氏名等

	氏 名	住 所	生 年	備 考
1	竹本 和博	倉吉市鍛冶町1丁目 2792-1	昭和 37 年	町校長会

※生涯学習センター運営審議会委員を兼ねる。

2 任 期 令和4年4月1日～令和5年3月31日

報告第1号

専決処分（琴浦町職員の異動について）

琴浦町職員の人事異動について、琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分としたので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

令和4年4月21日 報告

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

報告第2号

専決処分（琴浦町会計年度任用職員の任用について）

琴浦町会計年度任用職員の任用について、琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分としたので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

令和4年4月21日 報 告

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

報告第3号

学校評議員の委嘱について

学校評議員について、琴浦町立小・中学校管理規則第36条第3項の規定により別紙のとおり各学校長が委嘱したので、同項の規定により報告する。

令和4年4月21日 報 告

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治